

令和4年度第3回岡山支部評議会 資料

令和5年1月20日



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

目次

- 議題 1 令和5年度保険料率について**
- 議題 2 インセンティブ制度における令和3年度実績等の報告**
- 議題 3 令和5年度支部事業計画案及び支部保険者機能強化予算案について**

議題 1 令和5年度保険料率について

令和5年度平均保険料率について

令和5年度平均保険料率および保険料率の変更時期について、前回の評議会で頂いた意見を本部に提出しました。各支部の意見を踏まえ、本部の運営委員会にて以下の結果となりました。

10月21日 岡山支部評議会での意見

- ・ 平均保険料率10%は引き続きやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期は令和5年4月納付分（3月分）からが良い。

各支部の評議会の意見（平均保険料率）

① 平均保険料率10%を維持するべき	39支部
② 引き下げるべき	1支部
③ ①と②の両方の意見がある	7支部

12月16日 運営委員会 結果

- ① 令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について
➔ **平均保険料率10%を維持**
- ② 令和5年度保険料率の変更時期について
➔ **令和5年4月納付分（3月分）から変更**

運営委員の主な意見については参考資料p3参照

令和5年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和5年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、以下のとおりです。

岡山支部の健康保険料率 見込み

※標準報酬月額300,000円の被保険者の場合、
ひと月で▲540円（年間で▲6,480円）

10.07%（令和4年度より ▲0.18） 令和4年度 10.25%

【主な要因】

- ・令和3年度の医療給付費実績の前年度比の伸びが全国平均と比べると低かった。※参考資料P5～参照
- ・令和3年度の支部収支精算分が+約14億円だった。※p6参照

介護保険料率 見込み（全国一律）

※介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金が、保険者の40歳以上65歳未満である第2号被保険者の見込人数等を基礎として、法令に基づき算定する。（参考）社会保険診療報酬支払基金ホームページ

1.82%（令和4年度より +0.18） 令和4年度 1.64%

【主な要因】

- ・令和5年度は介護納付金が1兆1,135億円（前年度比+641億円）で、令和4年度末に見込まれる不足分（▲217億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、介護保険料率は1.82%となる。
- ・令和5年度の介護納付金は、介護給付費の増加等により概算額が増加。

令和5年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和5年度平均保険料率の算定

第1号平均保険料率	5.36 %	
共通料率 (A + B - C)	4.64 %	
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %	現金給付費等 (0.53%) + 後期高齢者支援金等 (3.58%)
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %	保健事業費等 (0.56%)
C. 収入等の率	0.02 %	その他収入 (0.02%)
計	10.00 %	※端数処理を行っておりますので、合計が合わないところがあります

- 第2号都道府県単位保険料率 (共通料率のA) 及び収入等の率 (共通料率のC) には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- 第3号都道府県単位保険料率 (共通料率のB) 及び収入等の率 (共通料率のC) には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

令和5年度岡山支部保険料率の算定

(単位%)

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a + b)	所要保険料率 (前年 共通料率 4.71) (a + b + 4.64)	支部単位収支差 前々年度精算分 ※p6参照 (c)	インセンティブ分 加算分+減算分 ※p8参照 (d)	保険料率 (a+b+ 4.64 +c+d)
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.36 (前年 5.29)	-	-	5.36 (前年 5.29)	10.00 (前年 10.00)	0.000	0.000	10.00 (前年 10.00)
岡 山	5.61 (前年 5.61)	0.07 (前年 0.07)	▲ 0.18 (前年 ▲0.18)	5.50 (前年 5.50)	10.14 (前年 10.22)	▲0.08 (前年 0.017)	0.01 (前年 0.007)	10.07 (前年 10.25)

※端数処理を行っておりますので、合計が合わないところがあります

R5年度支部医療給付費の見込み
R5年度支部総報酬額の見込み

岡山は、年齢構成
が若いので加算

岡山は、所得が
低いので減算

年齢調整・所得調整とは

- 年齢構成が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなるため調整。
- 所得水準が低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなるため調整。

令和5年度岡山支部保険料率の見込みについて

前々年度精算分

都道府県保険料率算定時に医療費や総報酬額をもとにした見込みと実績の差であり、2年後の都道府県保険料率を算定する際に精算します。

令和3年度の収支差（岡山支部）

協会会計と国の特別会計との合算ベース

(単位：百万円)

	収入計	支出計	収支差		
				全国平均分	地域差分
岡山支部	172,698	166,153	(A) 6,545	(B) 5,137	(C) 1,408
全国計	9,877,010	9,577,872	299,139	299,139	0

※端数処理を行っておりますので、収支差が合わないところがあります。



令和3年度の地域差分は、**1,408百万円**

令和5年度保険料率算定時に精算を行うため、

$$\frac{\text{令和3年度の支部別収支差（地域差分）}}{\text{令和5年度総報酬額見込み}} = 0.08\%$$

令和5年度保険料率から、**減算**されます

※岡山支部総報酬額見込み 1,709,115 (百万円)

(A) 支部収入計－支部支出計

(B) 全国平均分：全支部計の収支差を総報酬按分したもの

(C) 地域差分（収支差）：(A)－(B)

※地域差分は、加入者1人当たりの医療給付費の全国平均との差の実績が、保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。

議題 2 インセンティブ制度における 令和3年度実績等の報告

インセンティブ制度評価項目の令和3年度実績結果（令和5年度保険料率への反映）について

協会けんぽの保険料率は、全国47都道府県の医療費の地域差などを反映して設定されています。

その中の一つである、インセンティブ制度（平成30年度導入）は、**5つの評価項目の取り組み結果によって47都道府県支部をランキング付けし、その順位を保険料率に反映**しています。

全支部がインセンティブ保険料率として0.01%を抛出し、上位23支部が得点数に応じてインセンティブ（保険料率の減算）を受けます。

岡山支部の令和3年度実績の総合順位は **32位/47支部**（令和2年度実績 37位）

特定健診等の実施率
(健康診断を受けているか)

33位

(令和2年度 20位)

令和3年度は実施率の対前年度上昇幅等が全国平均より低かった

特定保健指導の実施率
(健康サポートを利用しているか)

4位

(令和2年度 4位)

令和3年度も全国比で実施率が高かった

特定保健指導対象者の減少率

(メタボ対象者が減っているか)

43位

(令和2年度 40位)

令和3年度は対前年度比で減少率は上昇したが、全国比では低かった

要治療者の医療機関受診率

(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者)

42位

(令和2年度 47位)

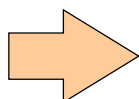
令和3年度は対前年度比で受診率は上昇したが、全国比では低かった

ジェネリック医薬品の使用割合

27位

(令和2年度 40位)

令和3年度は使用割合の対前年度上昇幅が全国平均より高かった



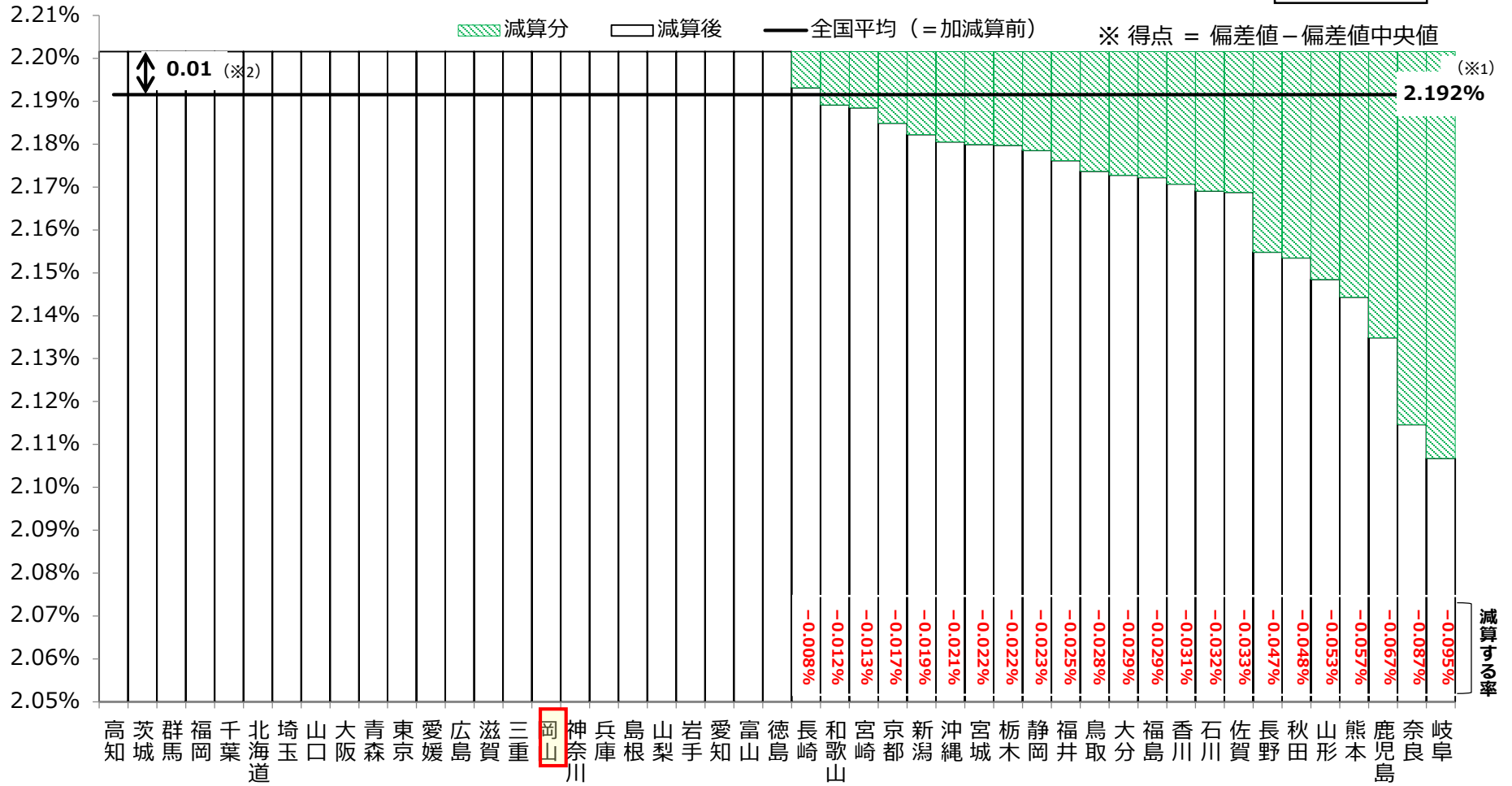
令和5年度の岡山支部保険料率は、インセンティブ制度による減算なし

令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

（令和5年度保険料率の算出に必要となる令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。）

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。

※【用語解説】 支部保険者機能強化予算
各支部が地域性を踏まえた独自の取組を意欲的に行うことで、基盤的保険者機能や戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された予算。

議題 3 令和5年度支部事業計画案及び支部 保険者機能強化予算[※]案について

事業計画、保険者機能強化アクションプラン（第5期）

保険者機能強化アクションプランとは、3年を1期として中期的な運営方針を決定し、1年ごとのPDCAサイクルを実施しながら加入者及び事業主の利益実現のために取り組む計画で、達成状況を評価するためのKPIを定めている。令和5年度は、第5期の最終年度となる。

事業運営の3つの柱

（1）基盤的保険者機能

保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。

あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。

また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進することにより、保険者の責務である基盤的保険者機能の盤石化を図る。

【主な重点施策】

- ①健全な財政運営
- ②サービス水準の向上
- ③限度額適用認定証の利用促進
- ④現金給付の適正化の推進
- ⑤効果的なレセプト点検の推進
- ⑥返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- ⑦被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑧オンライン資格確認の円滑な実施
- ⑨業務改革の推進

（2）戦略的保険者機能

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「I.加入者の健康度の向上」、「II.医療等の質や効率性の向上」、「III.医療費等の適正化」を目指す。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

【主な重点施策】

- ①保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - I. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - II. 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - III. 重症化予防対策の推進
 - IV. コラボヘルスの推進
- ②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- ③ジェネリック医薬品の使用促進
- ④インセンティブ制度の着実な実施
- ⑤支部で実施した好事例の全国展開
- ⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
- ⑦調査研究の推進

（3）組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

【主な重点施策】

人事・組織に関する取組

- ①人事制度の適正な運用
- ②新たな人員配置のあり方の検討
- ③人事評価制度の適正な運用
- ④OJTを中心とした人材育成
- ⑤本部機能及び本部支部間の連携の強化
- ⑥支部業績評価の実施

内部統制に関する取組

- ①内部統制の強化
- ②リスク管理
- ③コンプライアンスの徹底

その他の取組

- ①費用対効果を踏まえたコスト削減等
- ②協会システムの安定運用
- ③制度改正等にかかる適切なシステム対応
- ④中長期を見据えたシステム構想の実現
- ⑤保険者機能強化アクションプラン（第6期）の策定

具体的施策	KPI ※（ ）は全国の数値
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%（100%）とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96%（96%）以上とする
現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 <small>の施術の申請の割合について対前年度以下とする</small>
効果的なレセプト内容点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上（94%以上）とする
オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする

戦略的
保険者
機能
関係

具体的施策	KPI ※ () は全国のKPI
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を <u>63.9%以上</u> (63.9%以上) とする ②事業者健診データ取得率を <u>15.0%以上</u> (9.6%以上) とする ③被扶養者の特定健診実施率を <u>30.7%以上</u> (35.0%以上) とする
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>37.6%以上</u> (36.4%以上) とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>33.9%以上</u> (15.8%以上) とする
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>13.1%以上</u> (13.1%以上) とする
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>2,400事業所以上</u> (70,000事業所以上) とする
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>57.7%以上</u> (50%以上) とする
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※) <u>80%以上</u> とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

体制
組織
関係
運営

●サービス水準の向上

【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

※【用語解説】 サービススタンダード
申請書（傷病手当金等の4種の現金給付の申請書）の受付年月日から支払年月日までの所要日数を実営業日数10日を上限として設定しています。
但し、照会や返戻・回送等に要した日数は、所要日数から除かれます。

■令和5年度KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を**100%**とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を**96%以上**とする

■令和5年度取組内容

- ・お客様からの相談や照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化及び研修を実施し、お客様満足度調査、お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上を図る
- ・現金給付に係るサービススタンダード^{*}を徹底するために、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を随時行い適正に管理する
- ・利便性の向上や負担軽減及び感染症等の感染防止の観点から、郵送による申請を促進する
- ・LINE、メルマガ、ホームページ等インターネット上での広報を実施する

【令和4年度の事業実施状況】

- ①サービススタンダードの達成状況を**100%**とする

11月時点
の状況

達成状況	100%（前年同期100%）	
所要日数	岡山支部	6.75日
	全国平均	8.09日

- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を**95.5%以上**とする

95.0%（前年同期 95.7%）

- ・毎月「サービス向上の日」を設定、お客様満足度調査やお客様の声を踏まえた改善すべき項目を支部全体に周知し、常にお客様の立場に立った親切な対応が実施できるように取組みCS（顧客満足）向上を推進
- ・問い合わせ時における郵送提出依頼
- ・広報、LINE・メルマガ・ホームページ等インターネット上での広報の実施

● 現金給付の適正化の推進

【令和5年度KPIと取組内容】

※【用語解説】柔道整復施術療養費

急性等の外傷性の打撲・捻挫及び挫傷等で柔道整復師（接骨院や整骨院）で施術を受けた場合については、健康保険の給付対象となり、協会けんぽから療養費（柔道整復施術療養費）としてその一部が支払われます。

■ 令和5年度KPI

柔道整復施術療養費^{*}の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度以下とする

■ 令和5年度取組内容

- ・標準化した業務プロセスの徹底により業務の正確性と迅速性を高める
- ・不正請求の疑義が生じた案件への、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し対応する
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について進捗管理を徹底し適正に実施する
- ・柔道整復施術療養費について審査委員会での指摘等を踏まえ、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、積極的な患者照会を実施するとともに、「面接確認委員会」を実施し、疑義のある施術所に対して施術管理者への改善指導を実施する
- ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費等について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会等を強化する

【令和4年度の事業実施状況】

柔道整復施術療養費^{*}の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度以下（0.30%）とする

上期の状況	①請求件数	②3部位以上かつ月15日以上件数	申請割合（②/①）
令和3年度上期	97,068	292	0.30%
令和4年度上期	97,259	248	0.25%

- ・業務処理体制（山崩し方式）及びマニュアル・手順書に基づく統一的な事務処理を徹底し、標準化・効率化・簡素化を推進
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、例月適正に実施
- ・柔整審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を行うとともに、施術管理者に対して「面接確認委員会」での改善指導を実施し、実施結果を必要に応じ地方厚生局等へ情報提供
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費等について、長期施術者等に対する文書照会を実施し、疑義案件について償還払いへ変更

●効果的なレセプト点検の推進

【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

■令和5年度KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定^{*}率について**対前年度以上**とする
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする

■令和5年度取組内容

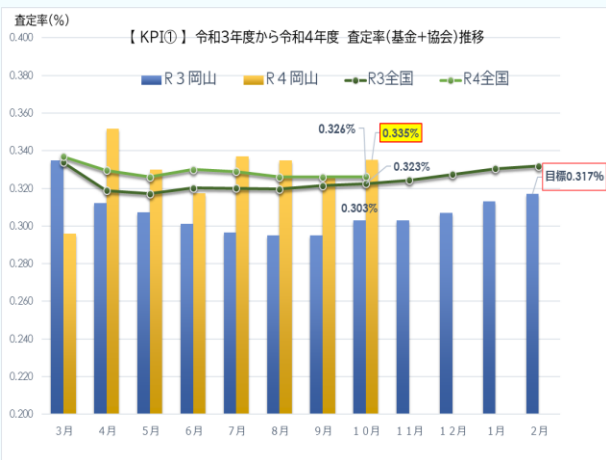
- ・高額査定事例を優先した効果的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修を実施
- ・他支部との合同勉強会の実施により効果があった事例の情報交換を実施
- ・社会保険診療報酬支払基金におけるコンピュータチェックによる審査等の拡大を踏まえた支部内勉強会の実施により、支部の査定効果額底上げ
- ・自動点検を効率良く行えるようマスタ(抽出条件)のメンテナンス(改善)継続

※【用語解説】査定

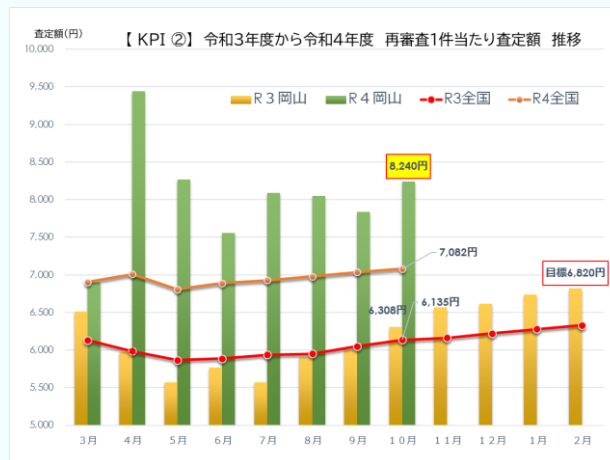
医療機関・薬局等から請求された診療報酬明細書（レセプト）について、社会保険診療報酬支払基金で一次審査を行った後、協会けんぽで二次審査を行う。レセプトの内容が診療報酬請求上のルールに則ったものか審査し、適合しないものを減点する。

【令和4年度の事業実施状況】

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について**0.317%以上**とする。



- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**6,820円以上**とする



- ・新型コロナウイルスの情報収集のため、書籍を点検員の人数分購入し、臨時的な取り扱いを把握
- ・診療報酬改定に伴う自動点検マスタメンテナンスを実施
- ・6/14、中国ブロック歯科点検員意見交換会を幹事支部として開催
- ・8/3、大阪支部主催の勉強会をオンライン視聴。医科点検員8名参加
- ・査定率及び査定金額について、同規模支部と中四国支部が比較できる資料を作成しフィードバック面談で情報共有を実施
- ・11/25、外部委託業者による支部内研修を実施
- ・医科勉強会を毎月実施
- ・12月末に特別審査会及び全支部の手術項目にかかる査定一覧を点検員に配布し、自己学習を実施

● 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

※【用語解説】 保険者間調整

退職後、国保等の新保険に加入するまでの間に以前加入していた旧保険証で受診した場合は、通常、本人が旧保険者に医療費(7割分)を返納後、新保険者に還付請求する必要があります。「保険者間調整」とは本人の同意をもとに、この返納と還付の手続きを経ずに新旧の保険者間で調整する仕組みです。

■ 令和5年度KPI

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

■ 令和5年度取組内容

＜保険証回収＞

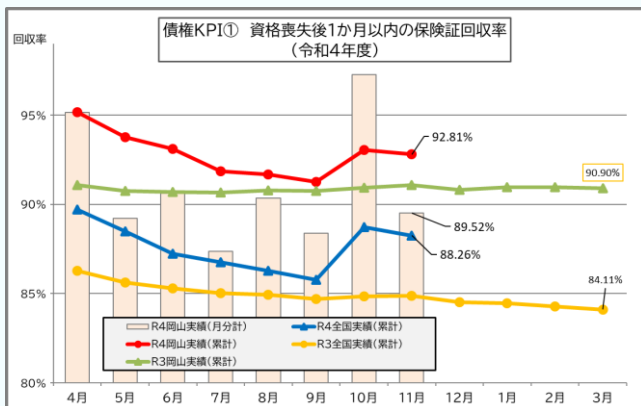
- ・ 保険証未回収データの分析実施と回収データ入力の早期実施
- ・ 資格喪失データ確認から5営業日後に本人宛の催告状を送付
- ・ 初回催告から2週間後に未返納者への再催告を送付
- ・ 電子申請事業所を主とした保険証の返納文書案内を毎月実施
- ・ 返不能届者、任意継続者等の電話催告を実施

＜債権回収＞

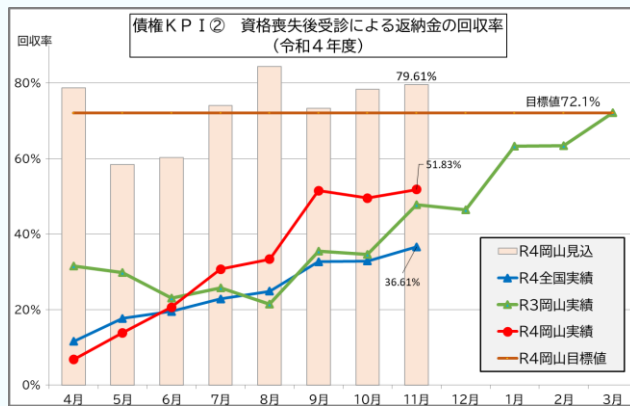
- ・ 分割納付者を管理し約束不履行者への電話・文書催告を実施
- ・ 保険者間調整*の活用による返納金債権回収を推進
- ・ 弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収
- ・ 在職調査及び財産調査を行い強制執行(差押)の強化
- ・ 債権回収強化月間の設置

【令和4年度の事業実施状況】

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**90.90%以上**とする



② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**72.10%以上**とする



＜保険証回収＞

- ・ 資格喪失データ確認から5営業日後に本人宛の催告状を送付
- ・ 初回催告から2週間後に未返納者への再催告を送付
- ・ 電子申請事業所を主とした保険証の返納文書案内を毎月2回以上実施

＜債権回収＞

- ・ 分割納付者を管理し約束不履行者への電話・文書催告を実施
- ・ 保険者間調整の活用による返納金債権回収を推進
- ・ 弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収の強化

●生活習慣病予防健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

【重要度：高】 【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

■令和5年度KPI

生活習慣病予防健診[※]実施率 **63.9%**（実施見込者数 177,036人）

事業者健診[※]データ取得率 **15.0%**（取得見込者数 41,558人）

※【用語解説】生活習慣病予防健診
協会けんぽの被保険者（35歳～74歳）を対象とする健康診断のこと。一般健診項目に加え、付加健診、乳がん検診等もオプションとして受診できる。

※【用語解説】事業者健診
労働者安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のこと。健診結果のデータを協会けんぽに提供いただくことにより特定健診実施率に含めることができる。

■令和5年度取組内容

- ・健診推進経費及び未受診事業所データを活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施
- ・新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨の実施
- ・事業所訪問（トップセールス）等による受診勧奨の実施
- ・事業者健診結果データの取得勧奨業務委託の実施
- ・民間業者を活用した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・事業所に向けた漫画による分かり易い広報

【令和4年度の事業実施状況】

- ・健診推進経費を活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施
- ・新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨の実施
- ・民間業者を活用した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・事業者健診結果データの取得勧奨業務委託の実施
- ・事業所訪問等による受診勧奨の実施
- ・生活習慣病予防健診受診勧奨の実施（未受診事業所データの提供による勧奨）

生活習慣病予防健診実施率 **58.9%**（見込み）
（R4年度KPI 62.0%）

事業者健診データ取得率 **13.3%**（見込み）
（R4年度KPI 15.0%）

● 特定健診実施率の向上

【重要度：高】 【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

※【用語解説】 特定健康診査（特定健診）
40歳～74歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに
着目した健康診断のこと。

■ 令和5年度KPI

被扶養者の特定健診*実施率 **30.7%**（実施見込者数21,971人）

■ 令和5年度取組内容

- ・ 特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の**拡大及び施設健診**の実施
- ・ 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進
- ・ 県外居住者への特定健診受診勧奨の実施
- ・ 特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ かかりつけ医（健診実施機関）における特定健診広報の実施（リーフレット設置）
- ・ **被扶養者に向けた漫画による分かり易い広報**

【令和4年度の事業実施状況】

- ・ 特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の実施
- ・ 40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨の実施
- ・ 県外居住者への特定健診受診勧奨の実施
- ・ 特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進
- ・ かかりつけ医（健診実施機関）における特定健診広報の実施（リーフレット設置）
- ・ 女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施

被扶養者の特定健診実施率 **26.5%**（見込み）
（R4年度KPI **28.4%**）

● 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】 【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

※【用語解説】 特定保健指導
健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要と判定された方へ、
保健師・管理栄養士等が行う健康サポートのこと。

■ 令和5年度KPI

特定保健指導[※]実施率 被保険者：**37.6%**（実施見込者数 16,767人）、被扶養者：**33.9%**（実施見込者数 700人）

■ 令和5年度取組内容

- ・ 健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・ 健診機関との**特定保健指導向上委員会（仮称）**の設置による双方向での情報交換等の実施
- ・ 健診当日実施可能な保健指導実施機関の新規拡大
- ・ タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・ 事業所訪問（**トップセールス**）等による受入勧奨の実施 ・ 集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・ 事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施

【令和4年度の事業実施状況】

- ・ 健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・ 特定保健指導外部委託専門業者の拡大
- ・ タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・ 事業所訪問等による受入勧奨の実施
- ・ 集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・ 事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施

被保険者の特定保健指導実施率 **32.8%**（見込み）
（R4年度KPI 36.6%）

被扶養者の特定保健指導実施率 **28.2%**（見込み）
（R4年度KPI 33.9%）

●重症化予防対策の推進

【重要度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

■令和5年度KPI

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**13.1%以上**とする。

■令和5年度取組内容

＜未治療者に対する受診勧奨＞

- ・健診機関による要治療者への受診勧奨（対象域の拡大）
- ・未治療者に対する受診勧奨
（本部・支部による一次勧奨（文書））
（支部による二次勧奨（文書、電話、面談））
- ・前年度未治療者に対する受診勧奨
- ・委託健診機関の拡充及び事業者健診結果データにかかる勧奨の実施

＜糖尿病性腎症に係る重症化予防事業＞

- ・健診機関による対象者への受診勧奨
- ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
- ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導

【令和4年度の事業実施状況】

＜未治療者に対する受診勧奨＞

- ・健診機関による要治療者への受診勧奨
- ・未治療者に対する受診勧奨
（本部による一次勧奨（文書））
（支部による二次勧奨（文書11月から、電話、面談））
- ・前年度未治療者に対する受診勧奨
- ・委託健診機関の拡充及び事業者健診結果データにかかる勧奨の実施

＜糖尿病性腎症に係る重症化予防事業＞

- ・健診機関による対象者への受診勧奨
- ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
- ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導

R3年4月健診分(10月発送分)～R3年11月健診分(5月発送分)について、一次勧奨通知発送後3か月以内の受診率 **7.96%** ※R4年度KPI **12.4%**

● コラボヘルスの推進

【重要度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

■ 令和5年度KPI

健活宣言事業所数 **2,400社**

＜支部目標＞ 健活企業[※]の特定健診受診率 **84%**
 健活企業の特定保健指導実施率 **50%**
 健活企業の健康保険委員委嘱率 **100%**

※【用語解説】 健活企業

健康づくりに取り組む事業所として、協会けんぽ岡山支部が認定している事業所のこと。協会けんぽが事業所の健康づくりの取り組みをサポートする。

■ 令和5年度取組内容

- ・ 事業所訪問、文書、電話勧奨による健活企業宣言事業所数の拡大
 また、業種別に特化したアプローチを行い、効率的かつ効果的な健康宣言事業所の推進
- ・ 岡山県を筆頭に、各地方自治体、経済団体など関係団体と連携し、健活企業を活用した健康づくりを普及促進
- ・ 健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進
- ・ 健活企業宣言支部長表彰の実施 ・ 健康経営セミナーの開催
- ・ 「健活企業」の健康づくりをサポートするための情報提供ならびに質の向上に向けた取り組みの推進
- ・ 本部指針に基づいた健康宣言に関する「基本モデル」[※]について、事業所への浸透を図り、事業主および加入者の健康づくりを促進
- ・ 若年層向けの健康に関する教育機会（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じて、ヘルスリテラシーの向上を図る
- ・ 関係機関と連携したメンタルヘルスや感染症等における予防対策を推進

※【用語解説】 本部指針に基づいた健康宣言に関する「基本モデル」

健康宣言を今後さらに普及させるとともに、協会全体として底上げを図るため、全支部の健康宣言に共通する取組みとして取りまとめたもの。

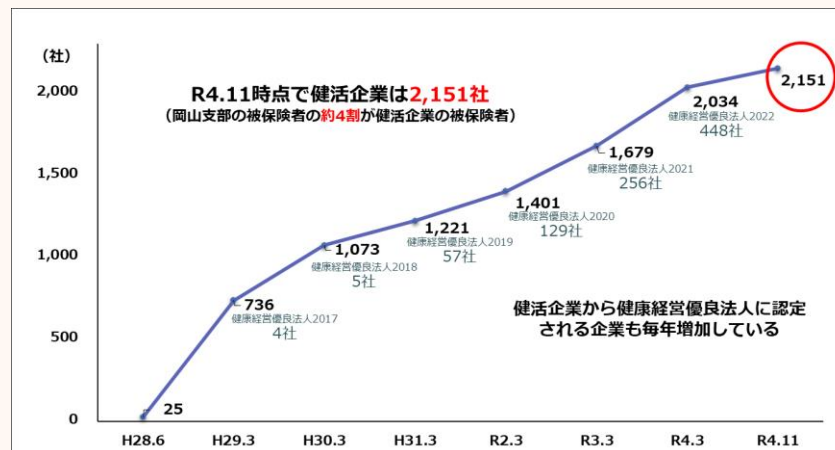
【令和4年度の事業実施状況】

健活宣言事業所数 **2,165社**
 ⇒2,151社（令和4年11月末）

＜支部目標＞

健活企業の特定健診受診率 84%
 健活企業の特定保健指導実施率 50%
 健活企業の健康保険委員委嘱率 100%

- ・ 本部指針に基づいた健康宣言に関する「基本モデル」を踏まえた広報資料の作成、新規の健康宣言事業所に対し「基本モデル」に沿った取り組みへの移行開始
- ・ 健活企業のフォローアップ、「健活企業カルテ」の送付、アンケート結果のフィードバックシートを送付
- ・ 生命保険会社との活動報告ならびに意見交換会の開催
- ・ 健活企業宣言支部長表彰の実施ならびに健康経営セミナーの開催



● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

【令和5年度KPIと取組内容】

■ 令和5年度KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を57.7%以上とする

＜支部目標＞ メールマガジン **配信者数 5,100人** 公式LINEアカウント **配信者数 3,900人**

■ 令和5年度取組内容

- ・本部作成の広報資材、マスメディアやSNS等を活用した事業主・加入者への情報発信
- ・地方自治体などの関係団体との広報の実施 ・マスメディアや自治体等に対して、各種事業に係る積極的なプレスリリースを実施
- ・イベント等を活用した支部事業の周知ならびに理解度の向上
- ・健康保険委員の活性化に向けた各種セミナーや広報誌による継続的な情報提供及びアンケート実施による広報の質の向上
- ・加入者、事業主や関係機関等に対し、GIS（地理情報システム）等を用いた分析結果の提供
- ・事業所訪問、文書、電話勧奨を通じた健康保険委員の委嘱拡大 ・健康保険委員の活動及び功績に対する健康保険委員表彰式の実施

【令和4年度の事業実施状況】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を56.7%以上とする ⇒ 56.44%（令和4年9月末）

＜支部目標＞ メールマガジン登録者数 5,100人 公式LINEアカウント登録者数 3,900人

⇒ 5,094人（令和4年11月末） ⇒ 3,018人（令和4年11月末）

- ・健康保険委員表彰式の実施
- ・各種広報誌を活用した健康保険制度ならびに健康づくりに関する情報提供
- ・健康保険委員委嘱事業所へ本部作成の広報資材（ガイドブック等）を送付し、医療費適正化の取り組み内容を周知及び理解促進
- ・おかやまマラソンのブース出展による健康相談の実施、公式LINEアカウントの登録勧奨
- ・各種広報誌への二次元コード掲載によるメールマガジンや公式LINEアカウントの登録勧奨

岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

● ジェネリック医薬品の使用促進

【重要度：高】 【困難度：高】

【令和5年度KPIと取組内容】

■ 令和5年度KPI

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を**80.0%以上**とする

■ 令和5年度取組内容

- ・「医薬品実績リスト」や「見える化ツール」等のデータを活用し、医療機関及び薬局に対する効果的な働きかけを実施
- ・「地域フォーミュラリー^{*}」の作成に向けた動きを調査し、岡山県や医師会などに対して参画方法を検討
- ・主要な医療機関及び薬局に対して、協会が保有するデータを基にした情報交換を実施
- ・ジェネリック医薬品の使用割合が低い地域に対して、数量・金額などの分析を行い、分析結果に基づいた啓発事業の実施
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などを通じた啓発
- ・岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会に参画し、積極的な意見発信
- ・県、国民健康保険団体連合会など関係団体との医師会への訪問による協力要請

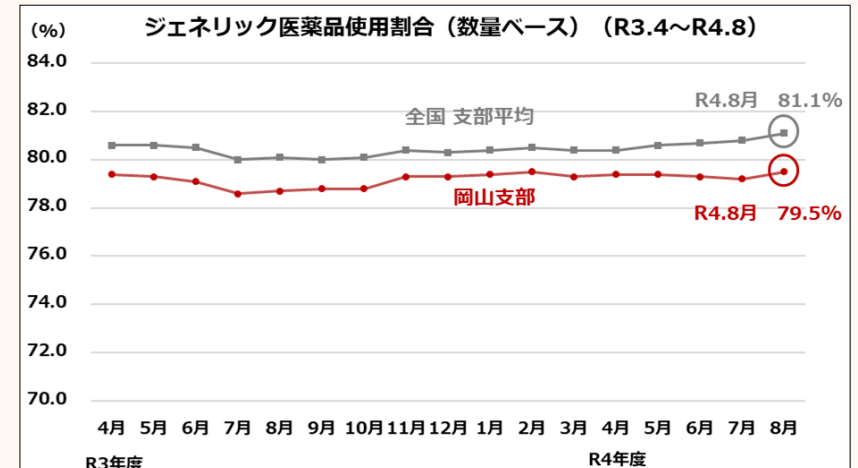
※ジェネリック医薬品については、品質問題等で供給が不安定な状況が続いているため、今後の動向に注視しつつ柔軟に対応していく

※【用語解説】地域フォーミュラリー
有効性・安全性と経済性を総合的に評価して作成された医薬品の使用指針で、地域単位で作成されたもの。

【令和4年度の事業実施状況】

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を80.0%以上とする ⇒ 79.5%（令和4年8月診療分）

- ・医療機関及び薬局に対して「見える化ツール」を発送
- ・各種広報チラシを活用した情報提供ならびに理解促進
- ・院外処方で、使用割合が低い地域の被保険者へ啓発はがきを発送（令和5年1月実施予定）
- ・支部独自の啓発グッズを薬局へ提供（令和5年3月実施予定）



令和5年度支部保険者機能強化予算（案）

医療費適正化等予算（上限 15,163千円）

項番	区分	項目	予算（千円）
1	継続	納入告知書同封チラシの作成	2,589
2	新規	支部広報誌の勧奨チラシの印刷	99
3	継続	限度額適用認定証利用促進セット	759
4	継続	任継手続き案内セット	380
5	新規	メディア等を活用した特定健診啓発事業	775
6	継続	新聞広告を活用した広報	4,015
7	新規	ケーブルテレビを活用した健康づくり推進番組	1,540
8	継続	イベントへのブース出展	902
9	継続	L I N E 公式アカウントを活用した情報発信	1,176
10	継続	就職情報誌等を活用した若年層への周知広報	715
11	新規	YouTube動画を活用した適正受診推進事業	886
12	継続	ジェネリック医薬品使用促進事業	1,276
合計（千円）			15,112

保健事業予算（上限 69,729千円）

項番	区分	項目	予算（千円）
1	継続	健診実施機関実地指導旅費	179
2	継続	事業者健診の結果データの取得（健診実施機関による委任状取得の委託費）	264
3	継続	事業者健診の結果データの取得（事業主等によるデータ作成に要する費用）	270
4	継続	検体検査機関と連携した医療機関等からの事業者健診結果データの取得	1,206
5	継続	事業所に対する事業者健診結果提供同意書及び健診結果提供勧奨	9,806
6	継続	協会主催による集団健診の実施	11,682
7	継続	健診推進経費（生活習慣病予防健診件数）	10,986
8	継続	健診推進経費（事業者健診件数）	3,745
9	継続	健診パンフレット・チラシの作成	1,170
10	継続	特定健診の受診勧奨	2,959
11	継続	特定健診へのオプション検査追加（オリジナル健診）	5,159
12	新規	生活習慣病予防健診の受診勧奨	715
13	継続	中間評価時の血液検査費	4,799
14	継続	医師謝金	39
15	継続	保健指導パンフレット作成	200
16	継続	保健指導事務用品費（測定機器等）	109
17	継続	保健指導用図書	36
18	継続	保健師募集広告経費	50
19	継続	保健指導推進経費	1,601
20	継続	特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用等の周知	2,422
21	継続	要治療者への受診勧奨に関する業務委託（健診実施機関委託）	2,723
22	継続	慢性腎臓病に着目した文書による医療機関受診勧奨（外部委託）	3,527
23	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	1,254
24	継続	健活企業管理システムの改修ならびに保守契約	715
25	継続	健活企業向け広報誌「健活通信」の発行	660
26	継続	健康経営セミナー	378
27	継続	健活企業宣言勧奨事業業務委託	2,501
28	新規	健活企業カルテの情報提供	506
29	継続	保健事業計画アドバイザー	68
合計（千円）			69,729

保健事業予算 特別枠		予算（千円）
新規	自治体等と連携した禁煙勧奨事業	6,256

令和5年度支部保険者機能強化予算案（医療費適正化等予算）について

■ 継続事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）
医療費適正化対策	ジェネリック医薬品使用促進事業 ジェネリック医薬品で院内処方の使用割合が低い地域の加入者に対して、ジェネリック医薬品に関する情報を提供し、切替えを促す文書をジェネリック希望シールと合わせて送付する。開封率の向上を図るために支部独自の啓発物を同封する。印刷費、啓発物作成費用等	1,276
広報関係	新聞広告を活用した広報 協会けんぽの事業を幅広く事業主または加入者に周知するために、健康経営に積極的に取り組む優良法人を新聞に掲載するなどメディアを活用した広報を行う。新聞掲載費用等	4,015
	イベントへのブース出展 岡山県やマスコミ等が主催するイベントにブース出展し、健康機器の測定や保健師による健康相談を無料で実施することで、支部事業内容の周知広報を行うとともに、協会けんぽの知名度向上ならびに事業の推進を図る。ブース出展費、健康測定機器レンタル等	902

■ 新規や強化事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）
医療費適正化対策	YouTube動画を活用した適正受診推進事業 かかりつけ医への受診などの上手な医療のかかり方について、支部キャラクターを活用した動画を作成し、加入者の意識改革や行動変容を促す。製作費、動画広告費等	886
広報関係	メディア等を活用した特定健診啓発事業 特定健診の受診率向上のため、40歳から60歳代の女性をターゲットに支部キャラクターを活用したメディア広告を実施する。また、関係団体と連携して、同時期に『特定健診の一斉キャンペーン』の広報を行い、県民に特定健診の重要性を広く周知する。記事型掲載費用等	775
	ケーブルテレビを活用した健康づくり推進番組 地域に密着した岡山県内のケーブルテレビを活用し、協会けんぽの事業の周知および健診の受診啓発を行う。また、健活企業の健康づくりの取り組みについてインタビューを行い、県内のケーブルテレビで放映し、その動画を事業主または加入者に対して、支部広報誌等を活用して配信する。取材・インタビュー、編集・放映費等	1,540

令和5年度支部保険者機能強化予算案（保健事業予算）について

■ 継続事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）
健診	協会主催による集団健診の実施 被扶養者向けの集団健診を集客力が見込まれる商業施設で実施する他、市と連携し、がん検診の追加や健診の魅力向上を図るためのオプション健診等付加価値を含めた内容で実施する。	11,682
	事業所に対する事業者健診結果提供同意書及び健診結果提供勧奨 事業者健診結果データ取得勧奨及びデータ化には一定の人員が必要なことから、外部委託にて実施する。	9,806
	特定健診へのオプション検査等追加（オリジナル健診） 被扶養者が対象の特定健診のみでは健診項目が限定されるため、対象者の受診意欲を高めるようオプション検査を追加する。	5,159
保健指導	特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知 特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知について、事業所及び健診受診者へ周知を図る。案内文書等の印刷費等	2,422
重症化予防	糖尿病性腎症に係る重症化予防 健診機関や医療機関に医療機関への受診勧奨及び保健指導業務を委託する。委託費等	1,254
コラボヘルス	健活企業宣言勧奨事業業務委託 健康経営に積極的に取り組む事業所の拡大を図るため、委託業者を活用した健活企業宣言についての文書及び電話勧奨を効率的・効果的に実施する。委託費、印刷費等	2,501

令和5年度支部保険者機能強化予算案（保健事業予算）について

■新規・強化事業（主な事業を抜粋）

事業		予算（千円）
健診	生活習慣病予防健診の受診勧奨 ①事業者データ提供同意書提出済み事業所への生活習慣病予防健診切り替え勧奨（約3,000社） ②生活習慣病予防健診未利用者への個人向け受診勧奨（約10,000人）	715
	特定健診の受診勧奨 ①市町村が主催する集団健診の案内、②特定健診受診率の低い健活企業（健康宣言事業所）における被扶養者、③年度当初のオプション健診案内、④集合契約実施機関を通じた周知、を通じた受診勧奨を実施する。	2,959
重症化予防	要治療者への受診勧奨に関する業務委託（健診実施機関委託） 生活習慣病予防健診実施機関に委託し、受診勧奨レベル（一次勧奨域・二次勧奨域）の対象者に文書・電話等で医療機関受診勧奨を実施する。	2,723
	慢性腎臓病に着目した文書による医療機関受診勧奨（外部委託） 外部委託により、受診勧奨レベル（一次勧奨域・二次勧奨域）の対象者に対し、CKD（慢性腎臓病）に着目した文書により医療機関受診勧奨を実施する。	3,527
コラボヘルス	健活企業カルテの情報提供 健康経営に取り組んでいる事業所に対し、健康課題の把握ならびに健康経営の取り組みの推進するために委託業者を活用した健活企業カルテの情報提供を円滑に行う。印刷費	506
事業		予算（千円）
特別枠	自治体等と連携した禁煙勧奨事業 県内で喫煙者数が多いまたは喫煙率が高い地域を選定し、その地域の事業所に対して自治体との連名で勧奨文書を送付し、禁煙事業の取り組みを推進する。また、その地域の喫煙者に対してもナッジ等を活用した勧奨文書を送付し、喫煙者を減少させる。委託費、印刷費等	6,256